

答 申 個 第 1 5 1 号

令 和 7 年 6 月 1 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月27日付け保健健第310号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務に係る通報対応報告に係る保有個人情報部分開示決定事案（諮問個第343号）

1 審議会の結論

処分庁が非開示とした部分のうち、「期日」欄のうちの空欄箇所については開示すべきであるが、その余の部分について非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年7月3日に、処分庁に対して、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定により、以下の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

健康長寿企画課が保有する令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務の報告書のうち、通報対応報告

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として以下の公文書を特定したうえ、保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年7月26日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

令和5年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務に係る通報対応報告

【本件処分の理由】

法第78条第1項第2号に該当

・調査担当者の氏名については、当該個人を識別できる情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため

法第78条第1項第7号に該当

・本市からの対応指示、期日、対応状況詳細及び対応状況詳細を記載しているカウント134の通報内容の一部について、不開示とした部分を開示することは、本市の指導過程が推測される可能性があるとともに、行政指導の相手方からの意見提出が率直になされず表面的なものにさせ、指導に対する一時的な対策を講じられる、または正確な事実の把握が困難になるなど、今後の同種の調査及び指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- (3) 審査請求人は、令和6年10月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、非開示とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本市では、受動喫煙防止対策を目的として、市民からの通報を受け、対象となる施設等への指導や、飲食店等の監視を行うことを●●●●（以下「委託先」という。）に委託している。本件公文書は、委託先から本市に提出を受けた市民からの通報内容及び対応経過を記したものであり、本件請求に係る文書として特定したものである。

審査請求人は、本件公文書のうち、「担当」欄、「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄、「対応状況詳細」欄及び対応状況詳細を記載しているカウント134の通報内容の一部について、非開示とした箇所の開示を求めている。

本件公文書には、健康増進法に定める受動喫煙防止対策に係る通報対応を受け付けた内容が記載されており、非開示とした項目及び理由については、以下のとおりである。

(2) 法第78条第1項第2号に該当することについて

「担当」欄には、本市及び当該業務の委託先で、通報を受けた担当者名が記載されているが、委託先の法人担当者氏名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は委託先法人名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、法第78条第1項第2号に該当する情報であると判断し、非開示とした。

(3) 法第78条第1項第7号に該当することについて

「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄、「対応状況詳細」欄及び対応状況詳細を記載しているカウント134の通報内容の一部について、通報対象となった法人等の名称や指導内容、相手方の反応などが記載されており、開示することにより、行政指導の対象となった者が今後の調査や指導において対応に応じなくなるおそれや、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性がある。

一般に、行政指導により、いかに法令違反の解消を実現させられるかについては、当然、その手法や手段の有効性の確保が重要になる。また、相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することは困難であり、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであることから、行政指導の対象となった者に関する情報を開示すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞することは否定できないことから、法第78条第1項第7号に該当する情報であると判断し、非開示とした。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 全部開示を求める

(2) 法第78条第2、7号に該当しないため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、委託先から本市に提出を受けた市民からの通報内容及び対応経過を記したものであり、健康増進法に定める受動喫煙防止対策に係る通報対応を受け付けた内容が記載されている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書において非開示とした情報は、次のとおり法第78条第1項第2号及び第7号に該当すると主張する。

(ア) 法第78条第1項第2号に該当することについて

「担当」欄には、本市及び当該業務の委託先で、通報を受けた担当者名が記載されているが、委託先の法人担当者氏名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は委託先法人名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、法第78条第1項第2号に該当する情報であると判断し、非開示とした。

(イ) 法第78条第1項第7号に該当することについて

「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄、「対応状況詳細」欄及び対応状況詳細を記載しているカウント134の通報内容の一部について、通報対象となった法人等の名称や指導内容、相手方の反応などが記載されており、開示することにより、行政指導の対象となった者が今後の調査や指導において対応に応じなくなるおそれや、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性がある。

一般に、行政指導により、いかに法令違反の解消を実現させられるかについては、当然その手法や手段の有効性の確保が重要になる。また、相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することは困難であり、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであることから、行政指導の対象となった者に関する情報を開示すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞することは否定できないことから、法第78条第1項第7号に該当する情報であると判断し、非開示とした。

イ 一方、審査請求人は、法第78条第1項第2号及び第7号には該当しないと主張する。

ウ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非開示としている部分の「担当」欄には、委託先の調査担当者の氏名が記載されていることが認められた。法人担当者の氏名については、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものに該当すると考えられるため、法第78条第1項第2号に該当すると判断する。

エ また、処分庁が非開示としている部分のうち、「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄、「対応状況詳細」欄には、京都市からの対応指示、期日、対応状況詳細の情報が記載されていることが認められた。

一般に、行政指導において法令違反の状態の解消を実現させるためには、その手法や手段の有効性の確保が重要である。路上喫煙対策防止業務においては、法令等の違反を解消することを目的とし、通報の対象となった者に対し指導等を行っていることから、対応指示、期日、対

応状況詳細等の情報を開示することは、指導過程が推測される可能性があるとともに、行政指導の相手方からの意見提出が率直になされず表面的なものにさせ、指導に対する一時的な対策を講じられる、または正確な事実の把握が困難になるなど、今後の同種の調査及び指導の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、「京都市様からの対応指示」欄、「期日」欄、「対応状況詳細」欄の記載事項は、法第78条第1項第7号に該当すると判断する。

オ なお、カウント134の通報内容の一部が非開示となっているが、当該部分には対応状況詳細の情報が記載されていることが認められた。当該部分は6の(2)のエのとおり、開示することで、今後の同種の調査及び指導の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当すると判断する。

カ 一方で、本件公文書における「期日」欄の空欄箇所の一部が非開示となっていた。空欄箇所については、これを開示することにより、指導過程が推測される可能性は認められず、今後の同種の調査及び指導の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、これらは開示すべきであると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年11月27日 諮問

12月26日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 5月 1日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第1回会議）

6月19日 審議（令和7年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）